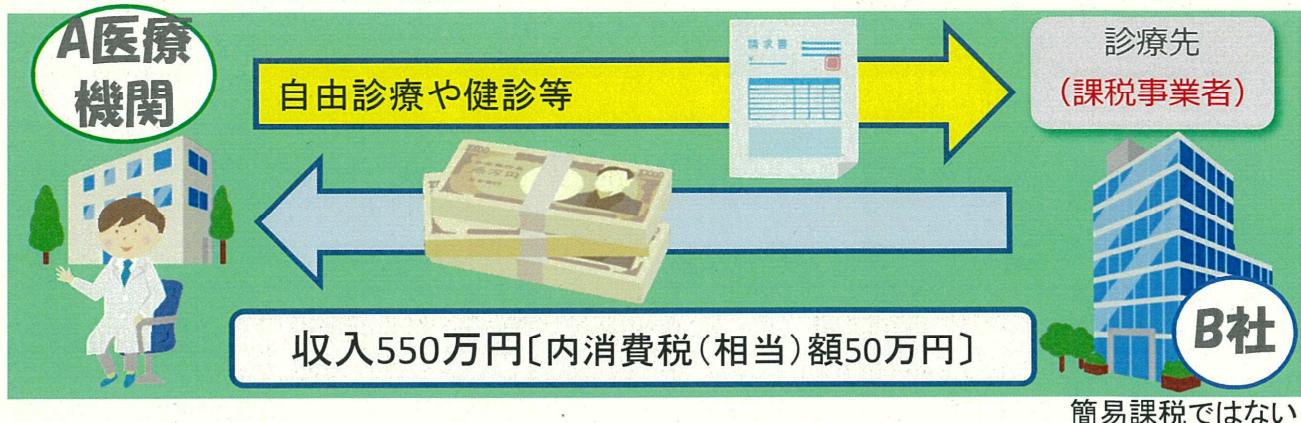


自由診療や健診等(※)の消費税額のイメージ



		消費税額(増加分)		
		A医療機関	B社	
インボイス制度開始前 (Aは免税事業者)		0万円	0万円	インボイスがなくても仕入税額控除可
制度開始後	Aがインボイス 発行事業者である場合 (課税事業者)	一般課税※1 30万円	簡易課税※2 25万円	0万円
	Aがインボイス 発行事業者ではない場合 (免税事業者のまま)	0万円	R5. 10～R8. 9 R8. 10～R11. 9※3 R11. 10～	10万円 25万円 50万円

※1 仮に課税仕入れ220万円(内仕入税額20万円、全てインボイス)として計算
 $50\text{万円} - 20\text{万円} = 30\text{万円}$

※2 課税売上げにかかる消費税額50万円に第五種事業のみなし仕入率50%を乗じて計算
 $50\text{万円} - 25\text{万円} = 25\text{万円}$

※3 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置 $80\% \Rightarrow 50\% \Rightarrow$ 控除不可

※ 医業収入に係る消費税について

社会保険診療は非課税、自由診療や健診等は課税となります(例外あり)。

この設例における「自由診療や健診等」は消費税が課税されるものとしています。

インボイスの登録を受けるかどうかの判断

